

秋の火災予防運動

火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、市民一人ひとりの火災予防意識を高めるため実施します。



「空き巣狙い」「ひったくり」
毎月発生しています！

「空き巣狙い」や「ひったくり」は場所を変えて毎月発生しています。身近なところでも被害がないと、つい油断してしまいますが、いつ自分が狙われるかわかりません。「自分だけは大丈夫」という気の緩みが、被害にあう可能性を高くしてしまいます。

実施期間 11月9日(金)～15日(木)
火災予防運動推進標語 「備えよう 防火の心と

住警器【作者】清野州永さん(世田谷区)※住警器(住宅用火災警報器の略称)

イベントも開催！

○**防火防災のつどい** (火災予防業務功労者等表彰式及び講演会)

日時 11月9日(金)午後1時～3時30分(予定)

■**講演会** (羽村市生涯学習センター)(羽村市緑ヶ丘1-11-5)で予定)

■**表彰式** (午後1時～2時30分で予定)

■**講演会** (午後2時30分～3時30分で予定)

■**講師** 榎本勝起氏(元TBSアナウンサー)

■**問合せ** 福生消防署予防課(☎552-0119)

■**演題** あの榎さんの「爆笑と感動の防災学」

■**定員** 250人

■**察指導係** 552-0119

■**期日** 11月9日(金)

■**受付と用紙の配布**
午後1時～1時30分
■**説明会** 午後1時30分～4時
■**場所** 市民会館小ホール(つつじホール)
■**問合せ** 課税市民税係または青梅税務署法人課税第2部門(☎0428-223185)

■**バイク・軽自動車などの変更手続きはお早めに**

| 車種 | 手続き窓口 |
|--------------------|---|
| 原動機付自転車(125cc以下) | 課税課市民税係(市役所3階) |
| ミニカー(50cc) | |
| 小型特殊自動車 | |
| 二輪の軽自動車(125～250cc) | 東京陸運支所八王子自動車検査登録事務所(八王子市滝山町2-270-2)(☎050-5540-2034) |
| 二輪の小型自動車(250cc～) | |
| 三輪・四輪の軽自動車 | 軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所(瑞穂町長岡3-6-1)(☎042-557-6262) |

■**不審電話にご用心**

最近、市または社会保険庁の職員を装った不審電話の情報が寄せられています。

「福生市〇〇課(または社会保険庁の)△△です。□□さんの医療費の還付請求がされていません。請求方法等を教えて次の番号に電話してください。」

上のような内容で、電話を掛けさせる手口のようです。市や社会保険庁では、このような請求手続きの依頼は行なっていません。電話があっても銀行口座等の個人情報を教えたり、金銭の振込みを行なったりすることのないようご注意ください。

■**問合せ** 保険年金課(☎0570-00-9911(11月1日～平成20年3月14日、平日午前9時から午後5時まで。なお、IP電話等からは☎045-326-1840))

このため、10月1日までに納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が社会保険庁から11月上旬に送付されます。年末調整、確定申告の手続きの際には、この証明書と10月2日以降に納付した領収証書が必要ですので、大切に保管してください。

■**問合せ** 控除証明書専用ダイヤル(☎0570-00-9911(11月1日～平成20年3月14日、平日午前9時から午後5時まで。なお、IP電話等からは☎045-326-1840))

■**国民年金保険料の納め忘れはありませんか**

国民年金には、老後の生活のために65歳から支給される「老齢基礎年金」、思わず事故や病気で障害が残ったときに支給される「障害基礎年金」、被保険者が亡くなったとき支給される「遺族基礎年金」があります。

どの年金を受けるにも、保険料を納めていくことが必要です。納め忘れていると、年金額が低額になることや、受給できないことがあります。

お手元の領収証書や預金通帳、社会保険料控除証明書などで納め忘れがないか確認ください。国民年金の納付状況は、社会保険事務所、年金相談センターで確認できます。また、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165(I P電話・PHSからは☎03-6700-1165)や社会保険庁ホームページの年金個人情報提供サービス等でも確認できますので、ご利用ください。

■**問合せ** 青梅社会保険事務所(☎0428-30-3415)

■**年末調整等説明会開催のお知らせ**

年末調整は給与所得者にとって、年税額の確定と清算の役割をはたす重要な手続きです。

市内の事業所を対象に法定調書・給与支払報告書等の作成と提出方法等の説明会を開催します。ぜひご出席ください。

■**問合せ** 課税市民税係または青梅税務署法人課税第2部門(☎0428-223185)

■**年末調整等説明会開催のお知らせ**

年末調整は給与所得者にとって、年税額の確定と清算の役割をはたす重要な手続きです。

市内の事業所を対象に法定調書・給与支払報告書等の作成と提出方法等の説明会を開催します。ぜひご出席ください。

■**問合せ** 課税市民税係または青梅税務署法人課税第2部門(☎0428-223185)